

3中教指第2624号  
令和4年(2022年)1月21日

各幼稚園長様  
各小・中学校長様

教育委員会事務局  
指導室長 齊藤 光司  
(公印省略)

### まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（依頼）

このことについて、令和4年1月19日付 3教総第2310号により、東京都教育委員会教育長から依頼がありました。

本区におきましては、令和3年11月29日付 事務連絡「12月からの教育活動について」に基づき、基本的な感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施していただいているところですが、東京都においては1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置を実施することとなりました。

現在、オミクロン株の急激な感染拡大の状況にあります。かつてないスピードで感染が拡大しており、誰もが感染するリスクがあると指摘されています。こうした状況を踏まえて、各園・校においては、今まで以上の危機感をもって感染症対策に取り組むことが重要となります。

つきましては、下記に示した、1月21日から2月13日のまん延防止等重点措置期間中の教育活動についての内容を貴職下 教職員に周知いただき、感染症対策についての指導を継続しながらも、幼児・児童・生徒の健やかな学びのために実施可能な教育活動に工夫して取り組んでいただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策の徹底について

- (1) マスクの正しい着用、3密（密集・密接・密閉）の回避、正しい手洗い・手指消毒、咳エチケット等の徹底
- (2) 毎朝の検温、健康観察の徹底（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は登校を控えるよう呼びかける。同居の家族に同様な症状が見られる場合も登校を控えるよう呼びかける。）
- (3) 教室等における密集の回避、常時換気の徹底
- (4) 黙食の徹底

※濃厚接触者は次のように定義されている。感染拡大防止のために、各園・校での教育活動による濃厚接触者がでないよう、対応を徹底する。

#### 【濃厚接触者の定義】

陽性者の発症2日前から現在までの間に、下記①または②の状況に該当する者

- ① 長時間の接触（同居、車内等）があった者
- ② 1メートル以内の距離で必要な感染予防策（マスク等）をとらずに、陽性者と15分以上接触した者

## 2 日常の教育活動について

基本的な感染症対策を徹底した上で、日常の教育活動を継続する。

- (1) グループや少人数による話し合い活動、理科（観察・実験）については、基本的な感染症対策、手指や器具の消毒、人数や時間の適切な設定、十分な距離の確保、などを行った上で工夫して実施する。
- (2) 音楽（歌唱・管楽器など）、家庭科（調理実習など）等の、感染症対策を講じてもなお、飛沫感染の可能性が高い教育活動については行わず、代替の活動を実施する。
- (3) 幼児・児童・生徒のマスクの着用については、熱中症等のリスクを鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離（1メートル以上）を保つ等の配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をする。
- (4) 3密それぞれの状況を避けるための行動を、児童・生徒自らがとれるように指導する。特に、給食前後の行動についての指導を徹底する。給食時はマスクを外すことから、緊急事態宣言下同様の対応とする。（給食前後の手洗い、手洗い場や廊下が密にならない工夫、配膳時に話をしないこと、黙食 など）

## 3 土曜授業公開日について

- (1) 中学校における2月12日（土）の土曜授業については、保護者が来校しての授業公開は行わず、通常の午前授業とする。オンラインでの授業公開や学校・学年便り等で授業の様子を伝えるなど、工夫を講じ、保護者が授業の様子を知る機会を用意するよう努める。
- (2) 同日に行われる「第3回オープンキャンパス」については、原則として児童・生徒は参加せず、保護者対象の学校説明会とする。実施に際しては、保護者が密にならないよう、状況に応じて時間や会場を分けるなどの対策を講じる。
- (3) 小学校における2月19日（土）の土曜授業については、後日判断する。

## 4 集会・学校行事・保護者会等について

実施の際は、保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮する。

- (1) 幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
- (2) 行事等の当日だけでなく、練習や準備においても十分に配慮する。行事等の当日及び練習や準備時に幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止とする。
- (3) 保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならない場合のみ可とする。（全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。）
- (4) 来賓・地域関係者は原則として招かない。

## 5 校外学習・遠足・宿泊を伴った学校行事等について

感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には下記の留意点に配慮した上で実施する。

- (1) 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施が望ましい。公共交通機関を利用する場合は、事前に実地踏査等で状況を把握し、混雑する時間帯の利用を控えたり少人数ごとに分散して利用するなど、計画を工夫する。
- (2) 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。
- (3) 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
- (4) 宿泊行事を実施する場合は、1泊2日とする。宿泊の際は、宿舎での過ごし方（入浴時や就寝時）等について十分配慮する。対策を講じてもなおリスクが高いと考えられる場合は、指導室や学校教育課と連携し、日帰りや延期等の対応について判断する。

- (5) 保護者には、感染症対策について丁寧に説明し、同意を得る。参加に際しては、各家庭の考えを十分に聞き取る。
- (6) 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても2週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。
- (7) 保護者に対しては、保護者自身が体調不良になると児童・生徒の引き取りが困難になる場合があることを丁寧に説明し、家族の健康観察の重要性について理解を求める。

## 6 部活動について

保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮して実施する。

- (1) 感染リスクの高い活動は控える。接触を伴う活動、飛沫感染の可能性のある合唱・合奏等においては、十分な距離を取り、換気を徹底するなど、必ず感染症対策を講じる。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 熱中症等のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう、状況に応じた声掛けをする。マスクを外す場面では、大声を出さないこと、近距離での発声や会話は控えることを徹底する。ミーティング等の際には必ずマスクを着用させる。
- (3) 対外試合・合同練習等は、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断する。実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。会場への移動、昼食、更衣等も含め、学校として責任をもって感染症対策を講じた上で実施する。

## 7 教職員等の健康管理の徹底について

教職員等が幼児・児童・生徒に感染させることがあってはならないという自覚をもち、区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、以下について注意喚起をする。

- (1) 各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。  
※一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることを踏まえ、着用すること。
- (2) 外出をする際には、基本的な感染症対策を講じる。
- (3) 会食をする際には、会食等の場面における感染リスクについて十分認識し、時間や人数に考慮するなど、感染症対策を講じる。

## 8 今後の区主催の教員研修等について

日程	名称	実施について
1月21日 (金)	ICT教育推進リーダー研修③【中学校教員対象】 (中野東中学校研究発表会への参加)	予定どおり実施
1月25日 (火)	保幼小中連携教育研修会②	<u>オンラインで実施</u> (別途通知)
1月28日 (金)	ICT教育推進リーダー研修③【小学校教員対象】 (鷺宮小学校研究発表会への参加)	予定どおり実施

- 学校教育向上事業研究発表会については、指導室と相談しながら実施方法を決定する。
- 今後の感染拡大状況によっては、対応を変更する。その際は別途通知する。

## 9 教育活動の継続に関して

オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、幼稚園・学校の機能を維持しながら学びの保障を継続するため、各園・校の状況に応じて体制を整備する。

- (1) 登校できない児童・生徒に対しては、ICT等を活用し、健康状態や学習状況を把握するとともに、12月より配備されている「授業配信用iPad・モバイルルーター」を使用し、授業配信を行う。
- (2) 学級閉鎖・学年閉鎖等により児童・生徒が登校できない状況になった場合には、Googleフォームを活用した健康観察、Google Meetによるオンライン授業等を行う。
- (3) 全学級・全教科でオンライン授業を配信する状況が発生することを想定し、全教職員が「授業配信用iPad・モバイルルーター」を使用した授業配信が行えるよう、校内での共有や配信テストを行い、オンライン授業に移行できる準備を早急に行う。
- (4) 出勤できない教職員が複数名出ること想定し、その際の業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備しておく。
- (5) 小・中学校において、教育活動を継続するために必要な教員を確保するに当たり、次の取組を活用したい場合は、教職員係（内線6412～6415）まで事前に相談する。

① 加配教員の弾力的な活用

- ア 指導方法工夫改善加配が措置されている学校（主に小学校）で、少人数指導において指定教科以外の教科を指導するなど、同加配教員を弾力的に活用したい場合
- イ 指導方法工夫改善加配以外の加配で措置されている加配教員（不登校加配教員等）を、加配本来の目的の範囲内で弾力的に活用したい場合（加配実施計画書に記載した活用方法を一時的に変更したい場合など）

② 講師時数の申請

教育活動の実施に当たり、校内調整を行ってもなお講師時数が必要となる場合

③ 新人育成教員の活用

新人育成教員が配置されている学校であって、同教員を、校長が必要と認める職務に、担任する学級を離れて当たらせたい場合

10 その他

参考として、以下の文書を送付する。

- まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（依頼）（3教総総第2310号）
- まん延防止等重点措置の適用に伴う部活動の取扱いについて（通知）（3教指企第1853号）
- 「まん延防止等重点措置」下における教育活動の継続に向けた対応について（通知）（3教人人第522号）
- 児童・生徒の感染リスクが高まる場面

【担当】 教育委員会事務局指導室  
[教育活動に関する事]  
指導主事 矢澤 理恵  
内線6422  
[教職員の服務に関する事]  
教職員係 内線6412～6415